

担当課	医療助成課
担当者	課長 若林 課長補佐 多々納
連絡先	803-1219 内戦 5720

心身障害者医療費助成制度の改正施行について

1. 概要

令和元年12月1日より、岡山市心身障害者医療費助成制度の対象者に精神障害者を加えて施行する。

2. 改正事項

1) 改正の目的

本制度の対象に精神障害者を加えることにより、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）に共通した制度とし、障害者の福祉増進に資する。

2) 主な改正内容

- ・受給対象者に、「精神障害者保健福祉手帳1級」及び「自立支援医療（精神通院）受給者証」を合わせて持つ人を追加し、保険診療における医療機関での自己負担を原則3割から1割へ軽減
- ・全ての受給者において、精神疾患での入院は1年を超えない期間が助成対象

3. 経過等

本年3月の条例改正後、システム改修を行うとともに各方面への制度改正の周知を図った。また、精神手帳1級所持者約300人に制度案内文を送付し、11月8日時点で119人の方から申請をいただいている。

4. その他

今後は、広報誌において再度の制度案内を行う予定ですが、申請がまだの方は早めの申請をお願いしたい。

(参考)

○現行の制度：対象となる障害と治療

障害の種類 と資格要件	心身障害者医療費助成制度：あり(○)・なし(×)			
	一般通院	精神通院	一般入院	精神入院
身体障害	○	○	○	○
知的障害	○	○	○	○
精神障害	×	×	×	×

※医療費の自己負担額が1割に軽減される制度

※身体障害 身体障害者手帳1～3級

※知的障害 療育手帳A

○令和元年12月1日からの制度

障害の種類 と資格要件	心身障害者医療費助成制度：あり(○)・一部助成(△)			
	一般通院	精神通院	一般入院	精神入院
身体障害	○	○	○	△
知的障害	○	○	○	△
精神障害	○	○	○	△

※△精神入院…1年までの入院を助成

※精神障害 精神障害者保健福祉手帳1級及び自立支援医療（精神通院）を合わせて持つ